

神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が市内に所在する民間児童福祉施設に対して、その従事する職員（以下「職員」という。）の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資するため、給与改善補助金を交付することに関して神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、別表第1に掲げる施設（以下「民間児童福祉施設」という。）とする。

- 2 国又は地方公共団体が運営又は運営委託を行っている施設（児童館は除く。）及び国又は地方公共団体が出資又は出捐する法人が運営する施設は補助の対象としない。
- 3 兵庫県が実施する職員加配補助にかかる補助金の対象となる保育教諭については、本事業の対象としない。
- 4 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 正規雇用職員

施設に正規に雇用されており、その業務に常時従事することを要する職員をいう。

(2) 常勤雇用職員

施設に常勤として雇用されており、その業務に常時従事することを要する職員をいう。

(3) 職員定数

措置費支弁対象職員数、施設型給付費支給対象職員数、保育所運営費支弁対象職員数又は、児童家庭支援センター運営補助金交付対象職員数に、次のアからウに掲げる要綱に基づく加配職員数を加えた数及び児童館事業（児童福祉施設に併設した児童館又は学校法人、特定非営利活動法人が運営する児童館に限る。）を行うために配置された職員数をいう。

ア 神戸市民間施設保育教諭等加配補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

イ 神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

ウ 民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）

- 5 この要綱において、施設型給付費支給対象職員数とは、次の各号に掲げる数を合算した数をいう。

(1) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日、府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発03

- 31第9号通知) (以下「留意事項」という。) 別紙3及び別紙4のⅡ基本部分による数
- (2) 留意事項 別紙3及び別紙4のⅣ加減調整部分のうち主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の適用状況により減算した数
- 6 この要綱において、保育所運営費支弁対象職員数とは、次の各号に掲げる数を合算した数をいう。
- (1) 留意事項 別紙2のⅡ基本部分による数
- (2) 留意事項 別紙2のⅢ基本加算部分のうち所長設置加算適用により加算した数
- (3) 留意事項 別紙2のⅣ特定加算部分のうち主任保育士専任加算適用により加算した数
- 7 この要綱において、勤続年数とは次の各号に掲げる期間を合算した期間をいう。
- (1) 現に勤務している民間児童福祉施設における勤続期間
- (2) 同一法人が運営している措置費支弁対象、施設型給付費支給対象(幼稚園及び幼稚園型認定こども園は除く。)、保育所運営費支弁対象、児童家庭支援センター運営補助金の交付対象、軽費老人ホーム事務費補助対象又は児童福祉施設併設型児童館事業対象となっている施設における勤続期間(対象施設に第2条第2項に規定する施設を含む。)
- (3) 前2号を除く措置費支弁対象、施設型給付費支給対象(幼稚園及び幼稚園型認定こども園は除く。)、保育所運営費支弁対象、児童家庭支援センター運営補助金の交付対象、軽費老人ホーム事務費補助対象又は児童福祉施設併設型児童館事業対象となっている施設(国、地方公共団体又は社会福祉事業団が経営する施設を含む。)における勤続期間に3分の1を乗じて得た期間(対象施設に第2条第2項に規定する施設を含む。)
- (4) 補助基準日において幼保連携型認定こども園である施設の場合は、当該認定前に就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園であった期間における勤続年数

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、4月1日又は10月1日(以下「補助基準日」という。)における次の各号により算定した額をいう。

- (1) 補助の対象となる職員の上限の数(以下「補助対象職員数」という。)は、補助基準日における職員定数から満61歳以上の正規雇用職員の数を減じた数とする。
- (2) 補助金の額は、補助基準日における満61歳未満の正規雇用職員について、別表第2の左欄に掲げる勤続年数区分ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる補助単価を合算した額(以下「基準補助額」という。)とする。ただし、満61歳未満の正規雇用職員の職員数が補助対象職員数を超えているときは、超えている職員数に対応して、最も勤続年数の短い職員について算定した補助単価を基準補助額から順次減額し、算定するものとする。

- 2 補助基準日ごとの補助金の交付額は、それぞれ次号に掲げるところによる。
ただし、補助基準日以降に退職した者の取扱いについては別に定める。
 - (1) 4月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を上半期分として交付するものとする。
 - (2) 10月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を下半期分として交付するものとする。

(補助金の交付申請等)

- 第4条 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに、民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第5条 前条第2項の通知を受けた補助事業者は、民間児童福祉施設職員給与改善補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、30日以内に当該補助金を交付するものとする。
 - 3 前項の交付は、概算払いで行う。

(補助金の使途)

- 第6条 補助事業者は、第5条の規定により交付を受けた補助金を、職員の給与を改善するための資金に充てなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第7条 補助事業者は、補助金を職員に支給したのち、その内容を民間児童福祉施設職員給与改善補助金実績報告書（様式第4号）により、補助金の受領後2月以内に市長に報告しなければならない。

(額の確定)

- 第8条 市長は、補助事業者から前条の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間児童福祉施設職員給与改善補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業

者に速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(精算)

第9条 市長は、必要に応じて既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

(用語の読替)

第11条 第3条第1項第1号及び第2号にある「正規雇用職員」は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童家庭支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童館においては、「常勤雇用職員」と読替るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

| 区 分 | 施設種別 |
|--------------|--|
| 児童福祉法に規定する施設 | 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童養護施設 児童家庭支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童館（但し、児童福祉施設に併設した児童館又は学校法人、特定非営利活動法人が運営する児童館に限る。） |

別表第 2（第 3 条関係）

| 勤続年数区分 | 補助単価（年額） |
|---------------|----------|
| A：25年以上 | 472,000円 |
| B：22年以上 25年未満 | 441,000円 |
| C：19年以上 22年未満 | 409,000円 |
| D：16年以上 19年未満 | 373,000円 |
| E：13年以上 16年未満 | 336,000円 |
| F：10年以上 13年未満 | 294,000円 |
| G：7年以上 10年未満 | 220,000円 |
| H：4年以上 7年未満 | 170,000円 |
| I：2年以上 4年未満 | 120,000円 |
| J：1年以上 2年未満 | 90,000円 |
| K：1年未満 | 60,000円 |